

平成 22 年 12 月 13 日

要望項目等に関する最終整理案
[国税]

【個人所得課税関係】

給与所得控除の見直し（案）

○給与所得控除の見直し【個人所得課税】

(1) 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設ける。

(2) 高額な役員給与等に係る給与所得控除の見直し

その年中の給与等のうち、給与等の支払者の役員等が、当該給与等の支払者から役員等の職務に対する対価として支払を受けるもの（以下「役員給与等」という。）の収入金額が2,000万円を超える場合の当該役員給与等に係る給与所得控除については、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

- ① その年中の役員給与等の収入金額が2,000万円を超え2,500万円以下の場合 245万円からその年中の役員給与等の収入金額のうち2,000万円を超える部分の金額の12%相当額を控除した金額
- ② その年中の役員給与等の収入金額が2,500万円を超え3,500万円以下の場合 185万円
- ③ その年中の役員給与等の収入金額が3,500万円を超え4,000万円以下の場合 185万円からその年中の役員給与等の収入金額のうち3,500万円を超える部分の金額の12%相当額を控除した金額
- ④ その年中の役員給与等の収入金額が4,000万円を超える場合 125万円

(注)「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ①法人税法第2条第1項第15号に規定する役員
- ②国会議員及び地方議会議員
- ③国家公務員（特別職に属する職員のうち一定の者又は一般職に属す

る職員のうち指定職に該当する者に限る。)

④地方公務員（上記③に準ずる者に限る。)

(3) 特定支出控除の見直し

特定支出控除について次の見直しを行う。

① 特定支出の範囲の拡大

特定支出の範囲に次に掲げる支出を追加する。

イ 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費

ロ 職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費、職務に通常必要な交際費及び職務上の団体の経費（勤務必要経費）

（注）その年中に支出した勤務必要経費の金額の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円を限度とする。

② 特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し

その年の特定支出の額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合（現行：給与所得控除額を超える場合）は、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができることとする。

イ その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円以下の場合 その年中の給与所得控除額の 2 分の 1 に相当する金額

ロ その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合 125 万円

(4) その他

給与所得控除等の見直しに伴い、役員給与等と役員給与等以外の給与等がある場合の給与所得の計算方法、給与等に係る源泉徴収税額の計算方法、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表並びに給与所得の源泉徴収票の記載事項及び様式などについて所要の

措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 24 年分以後の所得税について適用する。

退職所得課税の見直し（案）

○退職所得課税の見直し【個人所得課税】

(1) 役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の役員等（役員等としての勤続年数が5年以下の者に限る。）が当該退職手当等の支払者から役員等の勤続年数に対応するものとして支払を受けるもの（以下「役員退職手当等」という。）に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を廃止する。

(注)「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ①法人税法第2条第15号に規定する役員
- ②国会議員及び地方議会議員
- ③国家公務員及び地方公務員

(2) その他

役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直しに伴い、役員退職手当等と役員退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法、退職所得の源泉徴収票の記載事項及び様式などについて所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成24年分以後の所得税について適用する。

扶養控除の見直し（案）

○ 扶養控除の見直し【個人所得課税】

(1) 成年扶養控除の見直し

居住者が次に掲げる成年扶養親族（扶養親族のうち、年齢 23 歳以上 70 歳未満の者をいう。以下同じ。）を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等からその成年扶養親族 1 人につき、38 万円を控除することとする。

① 特定成年扶養親族

② 特定成年扶養親族以外の成年扶養親族（その年の合計所得金額が 400 万円以下である居住者の成年扶養親族に限る。）

（注）「特定成年扶養親族」とは、成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

1 年齢 65 歳以上 70 歳未満の者

2 心身の障害等の事情を抱える次に掲げる者

① 障害者（障害者控除制度の対象者）

② 介護保険法の要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けている者

③ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

④ 心身の状態により就労が困難と認められる次に掲げる者

イ その年中に難病や精神疾患等に係る公費負担医療制度等に基づく医療に関する給付を受けた者

ロ その年中に障害者自立支援法の介護給付等を受けた者

ハ その年中に病院等において高額な療養を受けた者（高額療養費制度の対象者等）

ニ その年中に入院又は通院等をした者（その年又はその年の前年の入院又は通院等の期間の合計が 90 日以上となる者に限

る。)

3 勤労学生控除の対象となる学校等の学生、生徒等

(2) 負担調整措置

居住者が特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を有する場合（その居住者のその年の合計所得金額が 400 万円を超える場合に限る。）には、その居住者のその年分の総所得金額等からその成年扶養親族 1 人につき、38 万円からその居住者の合計所得金額のうち 400 万円を超える部分の 38% に相当する金額（当該金額が 38 万円を超える場合には 38 万円）を控除した残額を控除する負担調整措置を設ける。

(3) その他

成年扶養控除の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書並びに給与所得及び公的年金等の源泉徴収票についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 24 年分以後の所得税について適用する。

金融証券税制（案）

P